

【受け入れ基準】

利用当日に満たしておく条件

条 件	①体温	39.0℃以上の高熱が持続しておらず、消耗していない
	②食欲	水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がなく、食事が可能
	③消化器症状	嘔吐はほぼ消失し、頻回・多量の下痢ではない
	④呼吸器症状	呼吸困難症状がない
	⑤その他	重篤になる危険性が低い

各種感染性疾患等の利用許可基準

麻疹	解熱後 3 日が経過すれば利用可能	＝学校保健法の登園・登校停止期間が過ぎれば利用可
風疹	発疹の消失後は利用可能	
水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能	
流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹出現後 5 日が経過すれば利用可能	
咽頭結膜熱	主症状消失後 2 日が経過すれば利用可能	
流行性角結膜炎	感染の恐れがないと認められれば利用可能	
インフルエンザ	発症後 4 日を経過しかつ解熱後 2 日が経過していれば利用可能	
溶連菌咽頭炎	抗菌薬の内服開始後利用可能	
マイコプラズマ感染症	利用可能	
R S ウイルス感染症		
ヒトメタニューモウイルス感染症		
ヘルパンギーナ		
手足口病		
突発性発疹		
感染性胃腸炎	嘔吐、頻回・多量の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能	
その他	骨折、捻挫等の外傷 など	

*解熱とは原則として（解熱剤の使用なく）おおよそ 37.5℃未満に解熱したとしています。

*伝染性軟属腫(みずいぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、頭ジラミは利用可能ですが、申込時に保護者よりご連絡ください。

預かりが不可能な場合

①感染性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など）の急性期で、他児に感染する恐れが強い。
②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い。 血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している児など。
③39.0 度以上の発熱が続いている。
④嘔吐・下痢がひどく脱水症状（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がないなど）がある。
⑤咳がひどく、呼吸困難である（喘息発作を含む）。
⑥医師により受入れが不可能と判断された場合。
⑦新型コロナウイルス感染症及び濃厚接触者と判断された場合。
⑧その他、別に定める場合（随時ホームページに掲載）。